

・ 中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

1 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

満期保有目的の債券については、償却原価法によっております。

子会社株式及び関連会社株式については、移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券については、次のとおりです。

時価のあるもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

(2) たな卸資産

仕掛品については、個別法による原価法によっております。

貯蔵品については、先入先出法による原価法によっております。

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）については定額法）を採用しております。

(2) 無形固定資産

無形固定資産（ソフトウェアを除く）については、定額法を採用しております。
なお、ソフトウェアの減価償却の方法は次のとおりです。

市場販売目的のソフトウェア

市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売期間（3年以内）における見込販売収益に基づく償却額と販売可能な残存販売期間に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい額を計上する方法によっております。

自社利用のソフトウェア

自社利用のソフトウェアについては、見込利用可能期間（5年以内）に基づく定額法によっております。
ただし、サービス提供目的のソフトウェアで、特定顧客との契約に基づく、データ通信サービス用ソフトウェアについては、当該契約に基づく料金支払期間にわたって均等償却しております。

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率による計算額を計上し、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、会計基準変更時差異(差益 5,975百万円)については、15年定額償却（退職給付費用から控除）を行っております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌期から費用処理することとしております。

過去勤務債務は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間による定額法により費用処理することとしております。

(追加情報)

当社は、確定給付企業年金法の施行に伴い、厚生年金基金の代行部分について、平成15年9月1日に厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けました。

当中間会計期間末日現在において測定された返還相当額(最低責任準備金)は13,849百万円であり、当該返還相当額(最低責任準備金)の支払が当中間会計期間末日に行われたと仮定して「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」「日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号」第44-2項を適用した場合に生じる損益の見込額は12,031百万円であります。

(3) 役員退職慰労金引当金

役員及び執行役員の退職慰労金の支給に充てるため、内規に基づく中間期末要支給額相当額を計上しております。

4 リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

5 ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

ただし、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を採用しております。

また、金利スワップ取引のうち、金利スワップの特例処理の対象となる取引については、当該特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

為替予約取引、通貨スワップ取引、通貨オプション取引、金利スワップ取引及び金利オプション取引(またはこれらの組み合わせによる取引)を行うこととしております。

ヘッジ対象

為替・金利等の市場価格の変動により時価または将来キャッシュ・フローが変動するリスクのある資産または負債としております。

(3) ヘッジ方針

為替リスクのある資産及び負債については、為替予約、通貨スワップ等により、為替リスクをヘッジすることを基本としております。

金利リスクのある資産及び負債については、金利スワップ等により、金利リスクをヘッジすることを基本としております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段及びヘッジ対象について、毎四半期毎(3・6・9・12月末)に、個別取引毎のヘッジ効果を検証しておりますが、ヘッジ対象の資産または負債とデリバティブ取引について、元本・利率・期間等の条件が同一の場合は、ヘッジ効果が極めて高いことから本検証を省略しております。

6 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式を採用しており、仮払消費税等と預り消費税等を相殺し、流動負債のその他に含めて表示しております。

(2) 税額計算における諸準備金等の取扱い

中間決算における税額計算において、プログラム等準備金、特定情報機器特別償却準備金及び開発研究用設備特別償却準備金を利益処分により計上又は取り崩したものとみなしております。

・中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

固定資産の減損に係る会計基準

当中間会計期間から、固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日）を適用しております。これによる影響は軽微であります。

なお、減損損失累計額については、改正後の中間財務諸表等規則に基づき当該資産の金額から直接控除しております。

・中間貸借対照表注記

当中間会計期間末	前中間会計期間末	前事業年度末
1.有形固定資産の減価償却累計額 510,578百万円	1.有形固定資産の減価償却累計額 488,754百万円	1.有形固定資産の減価償却累計額 490,819百万円
2.保証債務 2,744百万円	2.保証債務 7,865百万円	2.保証債務 7,822百万円
3.社債の債務履行引受契約に係る 偶発債務 80,000百万円	3.社債の債務履行引受契約に係る 偶発債務 50,000百万円	3.社債の債務履行引受契約に係る 偶発債務 80,000百万円

2.リース取引

E D I N E Tにより開示を行うため記載を省略しております。